事例No.	655
公表年度	H29
団体の属性	一部事務組合等
団体名	十和田地区食肉処理事務組合

事例区分	公営企業

タグ	・と畜場事業 ・組織改革 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

十和田食肉センター指定管理者制度導入

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

と畜場:事例4

○ 事例名等

事例名	十和田食肉センター指定管理者制度導入
団体名	十和田地区食肉処理事務組合
事業名(事業区分)	と畜場事業
法適用区分	一部適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)		行政区域内面積(㎢)	
事業開始年月日	昭和43年9月25日	施設面積(㎡)	11,586.88
年間処理実績(頭)	176,454	職員数(人)	1

※上記表中の「行政区域内人口」は、平成29年1月1日時点。「行政区域内面積」は、平成28年10月1日時点。それ以外の計数は、H29年3月末時点。

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

平成23年2月、青森県畜産課と十和田市役所に十和田食肉センターの荷受会社である伊藤ハム㈱から、老朽化した施設整備要望書が提出された。

要望内容

①出資自治体主導による新規食肉センターの整備
海外輸出の可能な衛生基準を満たす施設とし、食肉事務組合から要望があれば応分の負担で対処する。

②行政による食肉センター周辺畜産産業の振興策
食肉センターの安定稼働のため、周辺養豚・養牛農家の事業維持拡大振興策の継続

③現行協力体制の維持
新規食肉センター設立に際し、現行同様に伊藤ハムカット場を併設

④要望する事業規模
従業員数:約400人
と畜処理能力:牛処理頭数　100頭/日、豚処理頭数　2,000頭/日
概算総事業費(土地含まず):牛　20億円、豚　45億円

(2)検討を開始した契機・導入過程

平成23年5月17日	要望に対する検討会の設置(青森県・関係市町村・事務組合)
平成23年8月1日	第1回十和田食肉センター整備に係る検討会(青森県・関係市町村・事務組合・伊藤ハム) ・伊藤ハムからの詳細な要望内容確認
平成23年10月24日	第2回十和田食肉センター整備に係る検討会(青森県・関係市町村・事務組合・伊藤ハム) ・食肉センター整備に向けた方針の確認
平成23年12月26日	第1回食肉事務組合構成市町村長会議(関係市町村長・青森県) ・青森県畜産課を交え、他のと畜場との再編統合等も含め整備について協議
平成24年2月2日	第2回食肉事務組合構成市町村長会議(関係市町村長・青森県) ・これまでの会議等の経緯から、事務組合独自での新規整備は困難である結論に達した ・しかしながら、県内一の畜産地帯である県南には、十和田食肉センターはなくてはならない施設 ・高度な衛生管理のノウハウを熟知した民間業者に委ねることが最適
平成24年2月23日	十和田地区食肉処理事務組合議会全員協議会開催(管理者から説明) ・伊藤ハム㈱から要望の施設整備は資金面等により困難 ・今後は、企業誘致や民間移譲等を検討していく

平成24年4月20日	十和田地区食肉処理事務組合　管理者、副管理者（市町村長）連名で、畜産振興に関する要望提出 【要旨】・先進的な食肉センター及び家畜生産農場の当地域への立地を伊藤ハムへ要望 【内容】・伊藤ハム㈱要望の新設食肉センターの整備は困難 ・伊藤ハム㈱の当地域進出による「生産から処理・加工まで」一連の事業展開を要望
平成24年7月19日	食肉事務組合議会としても、管理者、副管理者と同様の内容で要望書を提出
	※上記要望に対し伊藤ハムは「選択肢の一つとして検討する。」 ※と畜場と食肉加工場を新設による企業進出は困難としながらも、東北地区で事業展開するうえで、十和田地区は重要な拠点である。
平成25年・26年	伊藤ハム、十和田市企画財政課、食肉事務組合で、事業進出のタイミング及び事業展開における補助事業対象となりうるかどうか等の打ち合わせを数回実施。
平成27年7月	組織市町村長了解のもと、伊藤ハム㈱へ指定管理者制度導入した場合、公募に申し込む意思があるか確認し、指定管理者制度導入に向けて事務を進めた。
平成27年10月20日	食肉事務組合議会全員協議会開催 管理者から指定管理者制度管理運営基本方針説明
平成27年11月4～6日	指定管理者制度導入と畜場視察（議会特別委員会） 宮崎県：小林市食肉センター、都城市食肉センター
平成27年11月25日	食肉事務組合議会第2回定例開催 指定管理者制度導入のための一部改正条例案可決
平成27年12月	・選定委員会設置 ・15日からホームページ等で募集開始（募集期間は30日間）
平成28年1月	・14日募集締め切り：伊藤ハム㈱1社のみ申込み ・申込み資料に基づき選定委員会にて、伊藤ハム㈱を選定する。 ・伊藤ハム㈱へ選定された旨を通知
平成28年2月29日	食肉事務組合議会第1回定例会開催 指定管理者の名称、指定期間等に関する案件議決（指定期間は3年間）
平成28年3月	・伊藤ハム㈱へ指定管理者に指定する旨の文書発送 ・指定管理者の指定について告示 ・指定管理者と管理の細目事項等について、協定書を締結 ・食肉事務組合規約改正（事務所の位置を十和田市役所内に変更） ・現場作業員は非常勤職員であったため、賃金等同条件で全員指定管理者へ移行
平成28年4月1日	指定管理業務開始

2．取り組みの具体的内容とねらい、効果

（1）取り組みの具体的内容とねらい

指定管理者制度導入理由は、昭和43年建築した施設をいまだ使用しており、と畜場としての衛生管理が十分に対応できなくなってきていた。

また、職員採用を昭和50年4月以来採用してこなかったため、事務組合採用職員（プロパー職員）が平成28年度をもって全て定年退職となることで、事務処理が停滞する恐れがあった。

構成市町村からの派遣職員だけでは、事務処理は困難である。

指定管理前の経営状況は良好であり、企業債の償還額（平成28年度末残額1億2千万円）は内部留保資金（約10億円）で確保しており、当分の間は食肉事務組合として大丈夫な財政状況であった。

と畜場の衛生管理は、民間のノウハウが進んでいることから、ハサップ方式で管理を行っているところが多く、枝肉の品質向上と利用率の拡大が期待できる。

指定管理者は、限られた予算で管理運営を行い、利益追求のため処理コストの削減が図られる。

伊藤ハム㈱は荷受会社でもあることから、採算に見合う処理頭数を確実に確保できる。

(2)効果
・指定管理1年目平成28年度は処理頭数が減ったが、2年目である平成29年度は指定管理前の処理頭数を上回る予想
・平成28年度の純利益は約7千万円、平成29年度は約1億円の純利益となる予想
・衛生管理のハサップ方式導入に向け、従業員教育・処理機器類及び施設の整備を積極的に進めている。
・食肉事務組合は、職員が減ったことにより、組織市町村からの負担金額を年間4,600万円から1,000万円に減額

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
　指定管理者制度を推進するため、議会対策としては、指定管理者制度導入と畜場の視察研修、また、全員協議会を開催し、導入理由等について、管理者から直接説明して理解を得た。
　と畜場利用者には、十和田食肉センター利用者協議会を通じて説明会を開催し、事前に想定される課題等について説明した。
　指定管理者は公募し、申込み事業計画等を選定委員会で採点して、基準以上の点数に到達した者を決定した。
　指定管理料は、インセンテイブが機能するよう利用料金制とし、指定管理の初年度から経費削減の結果黒字となった。

(2)今後の課題等
　3年間の指定管理期間終了後は、同業者による指定管理となることが予想されるが、更新の際の事務手続き関係に精通した職員がいなくなる。
　事務組合解散に伴う、土地・建物・内部留保資金等の財産処分をどのように行うか、現在の段階では何も決まっていない状況である。

〇問合せ先

担当課	十和田地区食肉処理事務組合事務局　庶務係		
TEL	0176-58-5840	MAIL	tomabechi@towada-shokuniku.jp